

第三章 西三河の治水工事

第一節 明治用水（明治九年）

黒川治愿と前後して明治八年（一八七五）末に着任した縣令安場保和は前任地の福島県で安積疎水開鑿あさかに係わったが、県下の新水路計画にも強い熱意を示した。翌九年（一八七六）一月、三河に新用水路計画の何書が出されるや、十日後治愿は実地見分に出張、測量にあたっている。

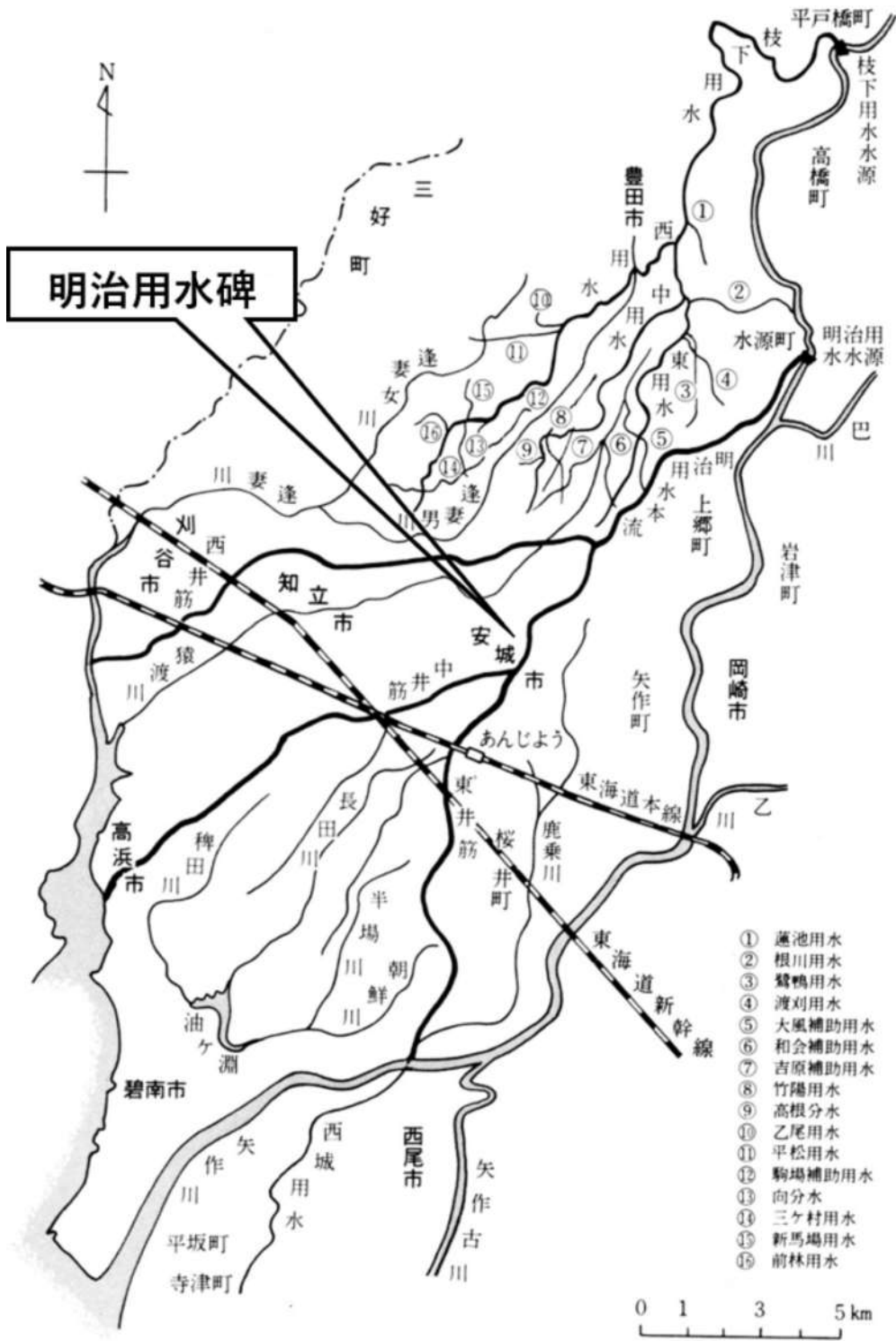
これが文政十年（一八二七）の出願以来、紆余曲折を経て明治十三年（一八八〇）四月に成業式を挙行した明治用水である（明治の名古屋人）。

明治十一年（一八七八）一月、碧海郡の明治用水の開墾を督励し十六ヶ月で完成。工費八萬餘圓であつた。東井筋、中井筋、西井筋の三大水路延長十三里、縦横の支水路延長四十里を開鑿し、數百年間の荒蕪地を一朝にして沃田と化した。惠澤を蒙る者七十村、外に沃田數千町歩餘を獲、爾來開墾して一萬有餘町歩に至り所収二十有餘萬石に及んだ。此の工事は前人が、しばしば企圖して未だ着手し得なかつたものであつたのを縣官黒川治愿等が鋭意その任に當たり、地方人伊豫田與八郎、岡本兵松等の協力贊助を得、工費八萬餘圓を投じて竣工した。洵に曠世の巨工である。其の竣工するや、内務、大蔵兩卿、土木局長等臨檢激賞し、太政官より金五十圓を下賜して其の功勞を賞せられた。後に全灌漑地域民相謀つて碑を建てて其の功を勅し、明

治川神社（郷社）を創建して祭神として崇敬した（岐阜県郷土偉人傳）。なお、海西郡福原輪中の加藤太兵衛が明治用水工事にも参画したという記録がある（新編立田村史・通史）。此の記念碑について「尾參寶鑑」では、「碧海郡開墾地之碑」として紹介されている。

明治川神社と石碑群





明治用水と碑所在地

明治用水百年史所載



① 明治用水開削記念碑（所在地 安城市浜屋町西新切）

明治用水開渠記念碑

本朝建國。古來以農爲本。其習熟之久。稼穡之精。有稍可觀焉者。然統全國之計。則山林及荒蕪之多。居六分之五。而耕地之少。僅占其一分耳。於今講富國之策。無急於闢荒蕪盡地力。其爲舉。非官民協和。各相奮勵一意愛國。則不易得也。我三河之國。土地廣漠荒蕪不耕者多矣。而以碧海郡爲最。本郡之爲地勢。北負山阜。南面田野。彌南愈低。苟引北流注南畝。則墾原野爲良田者。不知爲幾萬頃也。文化之末。和泉村農都築弥四郎。立志奮起謀新鑿之渠。起矢矧上流加茂郡越戸村。漸導之西南。注入本郡之海灣。實驗親測。焦心多年。心算己定。竟請幕府。天保三年。幕府使代官平岡某檢閱地理。始得允許。起工將有日。會病沒事終不成。弥四郎經營十八年之久。爲之破產亡家。爾來有志者。亦懲羹吹薑廿七八年間。無復說開渠者。

萬延文久之際。岡崎藩憂上野粟寺數村水沒。欲開新渠疏流。八帖村農木藤八三郎。阿彌陀堂村農伊豫田與八郎。竭力於茲。將起閘口於馬場村。鑿開漸西注於海灣。時諸侯之封土犬牙錯雜。各異其意向。加之土民冥頑。嫌疑百出。事終不成。

読み下し文

本朝の建國は、古來農を以て本と爲す。其の習熟の久しき稼穡の精なる稍觀るべきものあり。然るに全國の計を統ぶれば、則ち山林及び荒蕪の多き六分の五に居る。而して耕地の少き僅かに其の一分を占むるのみ。今に於て富國の策を講ずるは、荒蕪を闢き地力を盡すより急なるは無し。其の挙たる官民協和して各相奮勵して一意國を愛するに非ざれば、則ち得易からざるなり。我が三河の國土地廣漠にして荒蕪耕さざるもの多し。而して碧海郡を以て最とす。本郡の地勢たる、北に山阜を負い南は田野に面し、弥々南せば愈々低し。苟くも北流を引いて南畝に注がば、則ち原野を墾きて良田となすもの幾萬頃を爲すを知らざるなり。文化の末。和泉村の農都築弥四郎志を立て奮起して新鑿の渠を謀り、矢矧上流なる加茂郡越戸村に起し、漸く之れを西南に導き本郡の海灣に注入せんと、實驗親ら測り焦心する多年にして、心算己に定まり竟に幕府に請う。天保三年、幕府は代官平岡某をして地理を檢閲せしめて允許を得たり。起工將に日有らんとせしに會々病没して事終に成らず。弥四郎の經營十八年の久しき、之れが爲め産を破り家を亡ぼせり。弥來志ある者も亦羹に懲りて薑を吹き、二十七八年間また開渠を説く者なし。

萬延文久の際、岡崎藩は上野粟寺の數村の水沒を憂い新渠の疏流を開かんと欲す。八帖村の農木藤八三郎、阿彌陀堂村の農伊豫田與八郎力を茲に竭し、閘口を馬場村に起し鑿開して漸く西し海灣に注がんとす。時に諸侯の封土犬牙錯雜して各其意向を異にし、之れに加うるに上民冥頑にして嫌疑百出し事終に成らず。

慶應二年。岡崎藩請之幕府。幕府遣吏查檢地理。農民意拒之。哀訴請止之。吏不聽。檢而抵野田村。各村農民鼎沸麤集。橫竹鎗翻蓆旗。大呼要路。闔郡爲之騷然事終罷。延而至明治廢藩之日。有志者更主張前意。請願益切。額田縣官親臨說諭。士民尚頑然。堅執前說。方此時城入村農岡本兵松。專因彌四郎之舊圖。計畫開渠之事。七年甲戌。伊豫田與八郎更請之愛知縣。懸官亦親臨。其他百方懇諭不聽。吁謀開鑿之。使不能舉行。使沃野膏土徒委不毛荒蕪者。前後殆六十餘年。是未得官民協和之時機者歟。九年丙子。安場保和令本縣。有志者亦復請。保和深嘉之。使縣官黒川治愿統轄工事。區長市川一貫勸誘郡民。治愿乃示以工規八十餘日。其解諭懇到。立案明確。郡民豁然感悟。連署表無異議。於是人心初定。工事可以舉行矣。而計其費。槩金八萬餘圓。非民力所辦。治愿等百方計畫。謀之富豪之家。皆奮起應之。田中勘七郎。加藤太兵衛。本多兵三郎。黒宮許三郎。中根祐等并力從事。費用整頓。工事可以實施矣。

慶應二年、岡崎藩之を幕府に請う。幕府吏を遣し地理を查檢す。農民の意之れを拒み哀訴之れを止めんことを請う。吏聴かず檢して野田村に抵りしに、各村の農民は鼎沸麤集し竹鎗を横たえ蓆旗を翻えし要路に大呼して闔郡之れが爲めに騷然として事終に罷む。延いて明治廢藩の日に至り、有志者更に前意を主張し請願する益々切なり。額田縣官親しく臨み說諭せしも士民なお頑然として堅く前說を執る。此の時に方り城ヶ入村の農岡本兵松専ら彌四郎の旧圖に因り開渠の事を計畫す。七年申戌伊豫田與八郎更に之れ愛知縣に請う。縣官亦親臨し其の他百方懇諭するも聴かず。呼之れを開鑿するを謀つて舉行する能わざらしめ、沃野膏土をして徒らに不毛荒蕪に委ねしむるもの前後殆んど六十餘年。是れ未だ官民協和の時機を得ざるものか。九年丙子安場保和本縣に令たり。有志者亦また請う。保和深く之れを嘉みし縣官黒川治愿をして工事を統轄せしめ、區長市川一貫をして郡民を勸誘せしむ。治愿乃ち示すに工規八十餘日を以てす。其の解諭は懇到に立案は明確にして、郡民豁然として感悟し連署して異議なきを表せり。是に於て人心初めて定まり工事以て舉行すべし。而して其の費を計うるに概ね金八万余圓にして民力の弁ずる所に非ず。治愿等百方計畫して之れを富豪の家に謀りしに皆奮起して之れに應ぜり。田中勘七郎加藤太兵衛本多兵三郎黒宮許三郎中根祐等力を併せて事に従う。費用整頓し工事以て実施すべし。

治愿工事を総理し、先ず各村の老農を挙げて世話役と爲して処弁を区画し、懸官荒木謙三濱島豊を派遣して之れを董せしむ。謙三豊等日夜奔走し鞠躬として能力を。

客歳一月起工。本年三月竣功。僅十六閱月矣。新開之施工也。分派矢矧之河流。發源於加茂郡山室村矢矧之本流。築導水堤。設砂吐杙樋。防流砂注入淤塞填堆之害。且加減水量注入閘口。砂吐杙樋係新製。開閉自在。一夫之力能辨之。派川構第一水門。勘酌水量之多寡。防洪水暴漲之害。下而至渡刈村。構第二水門及水捨杙樋。乃爲第一水門之助。且陶汰多少之水量。今村外數村造暗渠者十八。放流近傍之惡水。如鴛鴨村地形最低。有惡水二岐。流通其間。乃造大暗渠二門。辨固有之用水。填其溪間。斷和會村之惡水。殺栗寺村外數村之水害。填封低地者高貳丈七尺。長百三十拾間。而前後線路之配合始得平順。是工事中。最至難之地。而苦主任者之意匠者。亦不尠々也。下而至廣畔村。有一水門。分流入西。幅壹丈貳尺。長七千餘間。達元刈谷村海灣。是爲第一分流。即西線路也。

客歳一月起工し本年三月竣功す。僅かに十六閱月なり。新開の施工たるや、矢矧の河流を分派し源を加茂郡山室村矢矧の本流に發し、導水堤を築き砂吐杙樋を設けて、流砂の注入と淤塞填堆との害を防ぎ、且つ水量の閘口に注入するを加減す。砂吐杙樋は新製に係り開閉自在にして一夫の力能く之れを弁ず。派川に第一水門を構え水量の多寡を 勘酌し洪水暴漲の害を防ぐ。下つて渡刈村に至り第二水門及び水捨杙樋を構え、乃ち第一水門の助けと爲し且つ多少の水量を淘汰す。今村外數村に暗渠を造るは十八にして近傍の惡水を放流す。鴛鴨村の如きは地形最も低く惡水二岐ありて其の間を流通す。乃ち大暗渠二門を造り固有の用水を弁じ、其の溪間を填めて和會村の惡水を断ち、栗寺村外數村の水害を殺ぐ。低地を填封するもの高さ式丈七尺長さ百三十間にして、前後線路の配合始めて平順を得。是れ工事中最も至難の地にして主任者の意匠を苦しむるもの亦尠々ならざるなり。下つて廣畔村に至り一水門あり、分れて西に流入する幅壹丈貳尺長七千余間にして、元刈谷村の海灣に達す。是れを第一分流と爲し即ち西線路なり。

安城村に分れて、東に流入する幅壹丈貳尺長六千余間にして藤井村に達し再び矢矧本流に注入す。是れを第二分流と爲し即ち東線路なり。幹流は幅式丈四尺長さ壹万六千間にして、高濱村字蛇脱に達し海に入る。是れを本流及び中線路と爲すなり。三線合計して長さ十三里。其の下流藤井高濱兩村に堰掾を築き流砂を防ぐ、高さ各十余尺にして宛然瀑布の状を爲す。其の分水路の如きは乃ち縦横交錯して、恰も蛛網の如く凡四拾里。橋梁を架するもの大小六百二十。

設樋管者。大小百四十三。水路左右築道堤者。二十有餘里。蒙開鑿之澤者。七拾餘村。其所耗失。則七拾餘町。減地租者。百五拾圓也。其所得則廢池可爲田者。官地四百八拾八町餘。民地四百貳町餘。山林原野可爲水田者。三千三百六拾五町。瘠地爲水田者。四千五百六拾一町。從來夫妻對立桔槔升降。仰井泉之田而得水利者。千貳百町。溜池用水欠乏而不免旱災者。遍得水利。三千貳百八拾七町。概算之。於數十年之後。今日荒蕪之原野。化而爲膏腴之美田者。凡壹萬數千町。增地價者。五百七十餘萬圓。增地租者。拾四萬三千餘圓。民產繁殖亦倍之。其收穫應不降於貳百萬圓。而其爲地散在七拾餘村。耕地之距人家。概不出十町。勿論得開墾之便。又無耕夫移植之勞。從前耕瘠田。每戶不過三四段者。或可耕水田八九段也。

然而工事之益。尚不止於此。可設巨大之水車者數所。兼運河之使者。長程七里。他年地產工産之繁殖。使寒村陋巷開繁盛之市街者。炳然可預期焉。其公益之夥多。而無一毫患害。如此工事。全國中不多見其比也。嗟乎偉哉。是即官民協和之好結果。而其功德亦盛乎哉。

樋管を設くるもの大小百四十三、水路左右に道堤を築くもの二十有餘里。開鑿の澤を蒙るもの七十餘村。其の耗失する所は則ち七十餘町、地租を減ずるは百五十円なり。其の得る所は則ち廢池の田と爲すべきもの、官地は四百八拾八町餘、民地は四百貳町餘。山林原野の水田と爲すべきもの三千三百六拾五町。瘠地の水田と爲すもの四千五百六拾壹町。從來夫妻對立し桔槔升降して、井泉を仰ぐの田にして水利を得るもの千貳百町、溜池用水の欠乏して旱災を免れざるもの、遍ねく水利を得るは三千貳百八十七町。之れを概算するに數十年の後に於て。今日の荒蕪の原野が化して膏腴の美田と爲るもの凡そ壹萬數千町にして、地価を増すは五百七十餘万円、地租を増すは拾四萬三千餘円。民産繁殖するも亦之れに倍し、其の收穫もまさに貳百万円を降らざるべし。而して其の地たる七十餘村に散在し、耕地の人家を距る概ね十町を出でざれば、開墾の便を得るは勿論又耕夫移植の勞なし。從前瘠田を耕すに每戶三四反に過ぎざるもの、或は水田八九反を耕すべきなり。

而して工事の益はなお此れに止まらず、巨大の水車を設くべきもの數ヶ所、運河の便を兼ねるもの長程七里なり。他年地產工産の繁殖は寒村陋巷をして、繁盛の市街を開かしむるは炳然として預期すべし。其の公益の夥多にして一毫の患害なきの此の如き工事は、全國中に多く其の比を見ざるなり。嗟乎偉なるかな。是れ即ち官民協和の結果にして、其の功德も亦盛んなるかな。

今茲庚辰四月。有志者相謀。與七十餘村之人民。行落成之盛典。幸辱松方内務卿石井土木局長之親臨。越六月。佐野大藏卿亦巡視嘉賞。是不特諸子之令譽。亦本縣之光榮也。予不肖承之愛知縣令。遭遇此盛舉。亦望外之幸。豈可不一言耶。遂誌其要領。永垂不朽。使後世浴此澤者。追思當日之盛舉。云爾。

明治十三年庚辰七月

愛知縣令國貞廉平撰

葦原眉山書

今茲庚辰四月、有志者相謀り七十余村の人民と落成の盛典を行い、幸に松方内務卿石井土木局長の親臨を辱うす。越えて六月、佐野大藏卿も亦巡視して嘉賞せらる。是れ特に諸子の令誉たるのみならず、亦本懸の光榮なり。予不肖乏しきを愛知縣令に承け、此の盛挙に遭遇するも亦望外の幸なり、豈一言せざるべけんや。遂に其の要領を誌し永く不朽に垂れ、後世此の澤に浴せる者をして當日の盛挙を追思せしむと、しか云う。

明治十三年庚辰七月

愛知縣令國貞廉平撰

葦原眉山書